

おくやみ ハンドブック

新城市

この冊子の3・4ページのチェックリストをご確認ください。

市役所に来庁される際は、この冊子をお持ちください。



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

新城市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

新城市役所 0536-23-1111(代表)

事前準備について

STEP 1

チェックリストの確認

3・4ページのチェックリストで該当する手続きをご確認ください。

STEP 2

各種手続きの確認

該当する手続きを確認後、手続き詳細や必要な持ち物などをそれぞれのページでご確認いただき、ご準備ください。

STEP 3

ご来庁ください

この冊子と必要な持ち物をお持ちいただき、新城市役所市民課または鳳来・作手総合支所地域課にお越しください。



身近な人が亡くなられた後の手続きの流れ（目安）

※下記に記載の葬儀・法要はあくまでも一例であり、宗教や宗派、風習などによって異なります。

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (31 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(29, 30 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (30 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (29 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (30 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

新城市役所で必要な手続きについては5ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト

該当する内容の□欄にチェックを入れてください。

詳細ページに手続きの詳細や必要なものなどを記載していますので、ご確認ください。

区分	☒	市役所 処理欄	内 容	詳細 ページ	担当課	庁舎
住民票・戸籍	☐	案内・完了	マイナンバーカードを持っていた	P. 5	市民課	本庁舎 1階
	☐	案内・完了	印鑑登録をしていた	P. 5		
	☐	案内・完了	世帯主であった	P. 6		
	☐	案内・完了	外国籍であった	P. 6		
	☐	案内・完了	住民票（除票）が必要になった	P. 7		
	☐	案内・完了	戸籍（除籍）謄本が必要になった	P. 7		
保険・医療	☐	案内・完了	国民健康保険に加入していた	P. 8	保険医療課	
	☐	案内・完了	後期高齢者医療制度に加入していた	P. 9		
	☐	案内・完了	医療費助成を受けていた	P. 10		
年金	☐	案内・完了	国民年金を受給していた・国民年金に加入していた	P. 11		
介護保険	☐	案内・完了	介護保険被保険者証などを持っていた	P. 12	高齢者 支援課	
	☐	案内・完了	高額介護サービス費の支給を受けていた	P. 12		
	☐	案内・完了	緊急通報システムを持っていた	P. 12		
障害福祉	☐	案内・完了	障害者手帳を持っていた	P. 13	福祉課	
	☐	案内・完了	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P. 13		
	☐	案内・完了	障害福祉サービスを利用していた	P. 13		
子育て	☐	案内・完了	児童手当・ひとり親手当を受けていた	P. 14	こども 未来課	
	☐	案内・完了	こども園・児童クラブを利用していた	P. 16		

亡くなられた方の	氏名		生年月日	大・昭・平・令	年	月	日
	住所	新城市			亡くなられた日		
				令和	年	月	日

区分	☒	市役所 処理欄	内 容	詳細 ページ	担当課	庁舎	
税金	☐	案内・完了	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた	P. 17	税務課	本 庁 舎 2 階	
	☐	案内・完了	軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車を持っていた	P. 17			
	☐	案内・完了	固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた	P. 18			
	☐	案内・完了	市税などの支払いに口座振替を利用していた	P. 19	税務課 債権管理室		
水道	☐	案内・完了	水道・下水道の契約をしていた	P. 20	経営課		
農地	☐	案内・完了	農地を所有していた	P. 21	農業課		
	☐	案内・完了	土地改良区組合員だった	P. 21			
その他	☐	案内・完了	犬を飼っていた	P. 22	環境政策課		
	☐	案内・完了	市営墓地を使用していた	P. 22			
	☐	案内・完了	市営住宅・定住促進住宅・特定公共賃貸住宅に入居していた	P. 23	都市計画課		
	☐	案内・完了	住宅が空き家になった	P. 23			
	☐	案内・完了	防災行政無線戸別受信機を設置していた	P. 24	防災対策課	本 庁 舎 3 階	
	☐	案内・完了	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証などを持っていた	P. 25	市民自治 推進課		
	☐	案内・完了	森林を所有していた（新城市内に限る）	P. 26	森林課		東 庁 舎 2 階

鳳来・作手総合支所でも手続きを行うことができます。（一部の手続きを除く。）

1. 住民票・戸籍に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返却

手続き詳細		期 限
亡くなられた方のマイナンバーカードは亡くなられた日をもって廃止されますが、マイナンバーカードの返却は必要ありません。 相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーの提示を求められる場合がありますので、マイナンバーカードを破棄する際には、あらかじめマイナンバーを控えておくことをおすすめします。		なし
		手続き可能な人
		どなたでも
必要なもの	問い合わせ先	
なし	市民課 ☎ 0536-23-7628 市役所本庁舎1階 2番窓口	

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細		期 限
亡くなられた方の印鑑登録は、亡くなられた日をもって廃止されますので、印鑑登録証（カード）を返却または破棄してください。		なし
		手続き可能な人
		どなたでも
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0536-23-7628 市役所本庁舎1階 2番窓口	

MEMO

世帯主であった

手続き 世帯主の変更

手続き詳細		期 限
亡くなられた方の同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合は、新たな世帯主を決めていただく必要があります。 新たな世帯主が決まり次第、すみやかにお知らせください。なお、死亡届の届出時に、市民課からお電話で確認させていただく場合もあります。		すみやかに
		手続き可能な人
		新たな世帯主
必要なもの	問い合わせ先	
なし	市民課 ☎ 0536-23-7628 市役所本庁舎1階 2番窓口	

外国籍であった

手続き 在留カード・特別永住者証明書の返納

手続き詳細		期 限
亡くなられた方の在留カードまたは特別永住者証明書は、返納の手続きが必要です。 返納は、次の方法により行います。 ・名古屋出入国在留管理局に直接赴いて返納する。 ・東京出入国在留管理局おだいば分室に郵送で返納する。 〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 また、亡くなられた方の配偶者、お子様などが外国籍の方は、手続きが必要な場合もあります。		14日以内
		手続き可能な人
		ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 在留カードまたは特別永住者証明書 ☐ その他の必要な書類は、お問い合わせください。	名古屋出入国在留管理局 ☎ 0570-052259 東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034259 ☎ 0570-013904（日本語以外）	

1. 住民票・戸籍に関する手続き

住民票（除票）が必要になった

手続き 住民票（除票）の取得

手続き詳細	期 限
住民票は、亡くなられた日をもって消除されます。 亡くなられた方の住民票（除票）を同一世帯員以外の方が必要とする場合は、お問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 提出先から求められた書類の一覧表（あれば）	市民課 ☎ 0536-23-7628 市役所本庁舎1階 2番窓口

戸籍（除籍）謄本が必要になった

手続き 戸籍（除籍）謄本の取得

手続き詳細	期 限
戸籍に死亡の記載が完了するまでにおおよそ次の日数（土、日、祝日を除く）がかかります。 ・本籍地に死亡届を提出された場合 7日程度 ・本籍地以外に死亡届を提出された場合 20日程度 年末年始、大型連休中に死亡届を提出された場合は、より日数がかかります。 相続などの手続きには、相続人の確定のため、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本、改製原戸籍謄本などの提出を求められることがあります。 事前に金融機関、生命保険会社などにご確認ください。 亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本を配偶者や直系親族以外の方が必要とする場合は、お問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	配偶者・直系親族（子・孫・父母など）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 提出先から求められた書類の一覧表（あれば）	市民課 ☎ 0536-23-7628 市役所本庁舎1階 2番窓口

2. 保険・医療に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方または葬祭を行った方に委任された方に葬祭費5万円が支給されます。 ※健康保険などの被保険者本人であった方が国保に加入して3か月以内に亡くなり、前の健康保険などから葬祭費または埋葬料の支給を受けることができる場合は、支給対象となりません。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 亡くなられた方の資格確認書など（あれば） ☐ 葬祭執行者または委任された方の口座番号確認書類（預金通帳など） ☐ 葬祭執行者の氏名が確認できるもの（会葬礼状、葬祭費用の領収書など）	葬祭執行者（喪主） 葬祭執行者から申請または受領を委任された方
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0536-23-7625 市役所本庁舎1階 4番窓口

手続き 資格確認書などの差し替え（世帯主が亡くなられた場合のみ）

手続き詳細	期 限
同一世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、世帯主名の変更がありますので、資格確認書などの差し替えが必要です。 ※マイナ保険証の場合は資格確認書を持っていないため、手続きは不要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 加入者全員の資格確認書など	同一世帯員
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0536-23-7625 市役所本庁舎1階 4番窓口

手続き 送付先の変更

手続き詳細	期 限
国民健康保険税税額変更決定通知など、被保険者が亡くなられた後も通知を送付することがあります。基本的に被保険者のご住所に送付しますが、ご遺族の住所へ送付を希望される場合は申請が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	ご遺族など
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0536-23-7625 市役所本庁舎1階 4番窓口

2. 保険・医療に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方または葬祭を行った方に委任された方に葬祭費5万円が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 亡くなられた方の資格確認書など（あれば） ☐ 葬祭執行者または委任された方の口座番号確認書類（預金通帳など） ☐ 葬祭執行者の氏名が確認できるもの（会葬礼状、葬祭費用の領収書など）	葬祭執行者（喪主） 葬祭執行者から申請または受領を委任された方
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0536-23-7625 市役所本庁舎1階 4番窓口

手続き 高額療養費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者に負担していただく医療費には負担限度額が設けられており、その額を超えて負担した額を高額療養費として支給します。支給に際して、相続人の口座に振込先の変更をする必要があります。	診療月の翌月1日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 申請者の口座番号確認書類（預金通帳など） ☐ 指定相続人の場合、相続人であることを証明できる書類（遺言書など）	法定相続人または指定相続人
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0536-23-7625 市役所本庁舎1階 4番窓口

手続き 送付先の変更

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療保険料変更決定通知など、被保険者が亡くなられた後も通知を送付することがあります。基本的に被保険者のご住所に送付いたしますが、ご遺族の住所へ送付を希望される場合は申請が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	保険医療課 ☎ 0536-23-7625 市役所本庁舎1階 4番窓口

医療費助成を受けていた

手続き 受給者証の資格喪失届

手続き詳細	期 限
以下の受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合は、資格喪失の手続きが必要です。	なし
・子ども医療費受給者証 ・母子家庭等医療費受給者証 ・障害者医療費受給者証 ・精神障害者医療費受給者証 ・後期高齢者医療費受給者証 ・福祉給付金受給資格証明書 ・養育医療券	手続き可能な人 ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 各種受給者証	保険医療課 ☎ 0536-23-7625 市役所本庁舎1階 4番窓口

手続き 送付先の変更

手続き詳細	期 限
各医療費助成の支給決定通知など、受給者が亡くなられた後も通知を送付することがあります。基本的に受給者のご住所に送付いたしますが、ご遺族の住所へ送付を希望される場合は申請が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	保険医療課 ☎ 0536-23-7625 市役所本庁舎1階 4番窓口

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金を受給していた・国民年金に加入していた

手続き 未支給年金・死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
●未支給年金 年金を受給している方が亡くなられたとき、まだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振り込みされた年金のうち、亡くなられた月分までの年金をその方と生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。 ●死亡一時金 亡くなられた日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた日数が36か月以上ある方が老齢基礎年金・障害基礎年金を受給することなく亡くなられたとき、その方と生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。 支給を受けることができる方の順位は、亡くなられた当時その方と生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の順です。 なお、亡くなられた方が受給していた年金や加入していた年金の種類、ご遺族の状況によって、必要な手続きや提出書類、手続き場所が異なります。 ※亡くなられた方が1か月でも厚生年金や共済年金に加入していたことがある場合は、市役所で手続きすることができないため、大半の方は年金事務所や各共済組合での手続きとなります。 詳細は亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものを準備のうえ、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。	すみやかに 手続き可能な人 ご遺族など 問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 豊川年金事務所 ☎ 0533-89-4042 各共済組合 保険医療課 ☎ 0536-23-7625 市役所本庁舎1階 4番窓口 ※電話での問い合わせはできません。窓口でのみ対応可能です。
必要なもの	
☐ 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 請求者のマイナンバー確認書類 ☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、年金証書など） ☐ 請求者の口座番号確認書類（預金通帳など） ☐ 亡くなられた方と請求者の関係が確認できる戸籍謄本など（亡くなられた日より後に交付されたもの） ☐ 死亡診断書の写し ☐ 生計同一関係等に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合のみ）	

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証などを持っていた

手続き 介護保険被保険者証などの返還

手続き詳細	期 限	手続き可能な人
亡くなられた方の介護保険被保険者証などは、窓口で返還してください。	なし	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 負担割合証 (あれば) ☐ 負担限度額認定証 (あれば)	高齢者支援課 ☎ 0536-23-7688 市役所本庁舎1階 5番窓口	

高額介護サービス費の支給を受けていた

手続き 高額介護サービス費支給にかかる相続人代表者の口座の登録

手続き詳細	期 限
【高額介護サービス費の支給を受けていた方】 ご存命中に利用していた高額介護サービス費の計算を行い、高額介護サービス費が発生した場合には相続人代表者に支給されますので、口座登録の手続きが必要です。	高額介護サービス利用月の翌月1日から2年以内
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者の口座番号確認書類 (預金通帳など)	高齢者支援課 ☎ 0536-23-7688 市役所本庁舎1階 5番窓口

緊急通報システムを持っていた

手続き 緊急通報システムの返却

手続き詳細	期 限	手続き可能な人
緊急通報システムの返却が必要です。 ご遺族での撤去が難しい場合は、ご相談ください。	概ね1か月以内	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 緊急通報システム	高齢者支援課 ☎ 0536-23-7688 市役所本庁舎1階 5番窓口	

5. 障害福祉に関する手続き

障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の手帳は、窓口で返還してください。 未払いの手当がある場合は、法定相続人（生計同一者に限る） が受け取ることができます。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 相続人の口座番号確認書類（預金通帳など）（未払い の手当がある場合） ☐ 相続人の認印（未払いの手当がある場合）	福祉課 ☎ 0536-23-7624 市役所本庁舎1階 6番窓口

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限	手続き可能な人
亡くなられた方の受給者証は、窓口で返還してください。	なし	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 自立支援医療受給者証	福祉課 ☎ 0536-23-7624 市役所本庁舎1階 6番窓口	

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限	手続き可能な人
亡くなられた方の受給者証は、窓口で返還してください。	なし	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 0536-23-7624 市役所本庁舎1階 6番窓口	

6. 子育てに関する手続き

児童手当・ひとり親手当を受けていた

手続き 児童手当の申請

手続き詳細	期 限
【受給者が亡くなられた場合】 未支払い分の手当については児童が受給するため、児童の口座登録を行います。今後の手当については、児童を養育する方が新たな受給者となるため、手続きが必要です。 【児童が亡くなられた場合】 受給資格の消滅手続きが必要です。亡くなられた方のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、支給額の額改定（減額）手続きが必要です。 ※いずれも、受給者が公務員の場合は勤務先での手続きになります。	亡くなられた日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 新たに受給者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たな受給者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 新たな受給者のマイナンバー確認書類 ☐ 新たな受給者の口座番号確認書類（預金通帳など） ☐ 児童の口座番号確認書類（預金通帳など）	こども未来課 ☎ 0536-23-7622 市役所本庁舎1階 7番窓口

手続き ひとり親手当の申請

手続き詳細	期 限
【受給者が亡くなられた場合】 未支払い分の手当については児童が受給するため、児童の口座登録を行います。今後の手当については、児童を養育する方が新たな受給者となるため、手続きが必要です。 【児童が亡くなられた場合】 受給資格の消滅手続きが必要です。亡くなられた方のほかに手当の対象児童がいる場合は、支給額の額改定（減額）手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 新たに受給者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たな受給者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 新たな受給者の口座番号確認書類（預金通帳など） ☐ 児童の口座番号確認書類（預金通帳など）	こども未来課 ☎ 0536-23-7622 市役所本庁舎1階 7番窓口

6. 子育てに関する手続き

手続き ひとり親になった方の手続き

手続き詳細	期 限
【高校生年代までの児童を養育している場合】 ひとり親手当の児童扶養手当、愛知県遺児手当、新城市遺児手当のうち、対象となる手当の申請が必要です（児童扶養手当と愛知県遺児手当は、所得制限や遺族、障害、老齢年金受給による制限があります。）。 事前に世帯の状況をお伺いし、申請に必要な書類などをご案内します。 その後、必要な書類などが揃い次第、手当の申請をしていただきます。	すみやかに
	手続き可能な人 新たに受給者となる方
必要なもの	問い合わせ先
事前の説明の際に、必要な書類、持ち物などをご案内します。	こども未来課 ☎ 0536-23-7622 市役所本庁舎1階 7番窓口

MEMO

こども園・児童クラブを利用していた

手続き こども園・児童クラブに関する手続き

手続き詳細	期 限
【保護者・ご家族が亡くなられた場合】 家族構成が変わるため、変更手続きが必要です。 【児童が亡くなられた場合】 退園・辞退の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども未来課 ☎ 0536-23-7622 市役所本庁舎1階 7番窓口

手続き 口座振替の手続き

手続き詳細	期 限
保育料などの支払いの振替口座の名義を変更する場合は、手続きが必要です。 口座振替の手続きについては、19 ページの「口座振替について」をご確認ください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族など（口座振替の手続きをする場合はその口座名義人となる方）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 19ページの「口座振替について」をご確認ください。	こども未来課 ☎ 0536-23-7622 市役所本庁舎1階 7番窓口

7. 税金に関する手続き

市民税・県民税・森林環境税が課税されていた

手続き 市民税・県民税・森林環境税の相続人代表者指定届の提出

手続き詳細		期 限
亡くなられた方に市民税などが課税されていた場合は、相続人が納税義務を継承することになりますので、相続人代表者の届出が必要です。 相続人代表者には、市民税などの納税通知書や還付に関する書類が送付されます。 また、所得税の準確定申告、相続税の申告が必要になる場合があります。 なお、亡くなられた方が1月1日現在でご存命の場合は、その年の市民税などが課税されます。		なし
		手続き可能な人
		相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 相続人代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	税務課 ☎ 0536-23-7615 市役所本庁舎2階 2番窓口	
所得税の準確定申告・相続税の申告については、問い合わせ先にご確認ください。	新城税務署 ☎ 0536-22-2141	

軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車を持っていた

手続き 軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更など

手続き詳細		期 限
軽自動車、原動機付自転車などを所有されている方が亡くなられた場合は、名義変更や廃車の手続きが必要です。 種類によって手続き先が異なります。 ● 125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー 市役所税務課でお手続きください。 ● 125ccを超えるオートバイ 中部運輸局愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所にお問い合わせください。 ● 三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会愛知主管事務所豊橋支所にお問い合わせください。		なし
		手続き可能な人
		相続人
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 相続人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書	税務課 ☎ 0536-23-7615 市役所本庁舎2階 2番窓口	
125ccを超えるオートバイについては、問い合わせ先にご確認ください。	中部運輸局愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2049	
三輪・四輪の軽自動車については、問い合わせ先にご確認ください。	軽自動車検査協会愛知主管事務所豊橋支所 ☎ 050-3816-1771	

固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた

手続き 固定資産税の現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた場合は、相続人が納税義務を継承することになりますので、相続人代表者の届出が必要です。 ここで届出ていただいた相続人代表者は、相続登記や名義変更が完了するまで有効となります。 また、未登記の固定資産がある場合も届出が必要です。 なお、相続人代表者の届出がない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 相続人が相続放棄をされた場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ※共有の固定資産の場合は、申告書の提出が不要な場合もあります。	概ね3か月以内
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 相続人代表者のマイナンバー確認書類 ☐ 戸籍謄本などの相続関係が確認できる書類 ☐ 遺産分割協議書などの相続権利が確認できる書類（あれば）	税務課 ☎ 0536-23-7615 市役所本庁舎2階 2番窓口

手続き 相続登記の申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた不動産の名義を相続人の名義へ変更する必要があります。 令和6年4月1日から、不動産（土地・建物）の相続登記の申請が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。	相続によって不動産の所有者となったことを知った日から3年以内
	手続き可能な人
	相続によって不動産の所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	名古屋法務局新城支局 ☎ 0536-22-0437

7. 税金に関する手続き

市税などの支払いに口座振替を利用していた

手続き 口座振替の名義変更または納付書払いへの変更

手続き詳細	期 限
市税など（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の支払いの振替口座の名義を変更する場合や納付書払いに変更したい場合は、手続きが必要です。 口座振替の手続きについては、下記の「口座振替について」をご確認ください。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族など（口座振替の手続きをする場合はその口座名義人となる方）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 下記の「口座振替について」をご確認ください。	税務課債権管理室 ☎ 0536-23-7679 市役所本庁舎2階 1番窓口

手続き 口座振替について

手続き詳細
【市役所で手続きする場合】 各種税金、料金などの支払いに口座振替を希望される場合は、新たに引き落としをされる口座名義人のキャッシュカードを持って、各手続き担当課にお越しください。 登録できる口座は、市内に本支店のある金融機関に限ります。 （登録可能な金融機関） （株）三菱UFJ銀行、（株）あいち銀行、豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、愛知東農業協同組合、（株）ゆうちょ銀行・郵便局 【金融機関で手続きする場合】 口座振替依頼書を記入し、金融機関に提出してください。 【納付書による支払いを希望する場合】 口座振替の取り消しが必要です。各手続き担当課にお越しください。
必要なもの
【市役所で手続きする場合】 ☐ 新しい口座名義人のキャッシュカード（口座を変更する場合のみ） 【金融機関で手続きする場合】 ☐ 口座振替依頼書（市役所または金融機関で配付しています。） ☐ その他必要なものは、金融機関にお問い合わせください。

8. 水道・下水道に関する手続き

水道・下水道の契約をしていた

手続き 名義変更または契約終了の手続き

手続き詳細	期 限
使用者、所有者の名義変更または使用休止などの契約終了の手続きが必要です。 料金などの支払いを口座振替にしていた方は、名義変更に伴い口座振替ができなくなります。 また、口座名義の方が亡くなられた場合も同様です。 口座振替の手続きについては、19 ページの「口座振替について」をご確認ください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族など（口座振替の手続きをする場合はその口座名義人となる方）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 19ページ「口座振替について」をご確認ください。	経営課 ☎ 0536-23-7645 市役所本庁舎2階 13番窓口

MEMO

9. 農地に関する手続き

農地を所有していた

手続き 農地所有者の名義の変更

手続き詳細	期 限
相続により農地を取得した場合は、法務局で相続登記を行った後、農業委員会に届出が必要です。	登記完了後すみやかに
	手続き可能な人 相続により農地を取得した方
必要なもの	問い合わせ先
なし	農業課（農業委員会事務局） ☎ 0536-23-7632 市役所本庁舎2階 4番窓口

土地改良区組合員だった

手続き 組合員資格の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が土地改良区組合員だった場合は、該当土地改良区で手続きが必要です。 組合員であるか不明な場合は、土地改良区に直接お問い合わせください。 なお、鳳来地区は土地改良区がありませんので、手続きは不要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たに組合員となる方の認印	新城地区：新城市土地改良区 （勤労青少年ホーム2階） ☎ 0536-22-1775 作手地区：作手村土地改良区 （作手総合支所地域課内） ☎ 0536-25-7877

10. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の所有者などの変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飼っていた犬の登録事項(所有者住所、所有者氏名、犬の所在地など)の変更の手続きが必要です。 新しい飼い主が市外在住の場合は、お住まいの市町村での手続きとなります。	30日以内
	手続き可能な人 新たな飼い主
必要なもの	問い合わせ先
☐ 愛犬手帳 (あれば)	環境政策課 ☎ 0536-23-7690 市役所本庁舎2階 3番窓口

市営墓地を使用していた

手続き 市営墓地の使用権の承継及び使用許可証の書換え

手続き詳細	期 限
市営墓地(鴨ヶ谷墓園)の使用権の承継及び使用許可証の書換えの手続きが必要です。 墓園所在地:新城市作手鴨ヶ谷字門前16番8	すみやかに
	手続き可能な人 新たな使用者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たな使用者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) ☐ 新たな使用者の住民票(本籍記載) ☐ 亡くなられた方と新たな使用者との続柄を証する書類(戸籍謄本など) ☐ 鴨ヶ谷墓園使用許可証	環境政策課 ☎ 0536-23-7690 市役所本庁舎2階 3番窓口

10. その他の手続き

市営住宅・定住促進住宅・特定公共賃貸住宅に入居していた

手続き ①承継承認の手続き ②退去の手続き ③同居者の異動などの手続き

手続き詳細	期 限
①入居名義人が亡くなり、その方と同居していた方が継続して住み続けられる場合は、承継承認の手続きが必要です。 ②入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合は、退去の手続きが必要です。 ③入居名義人以外の方が亡くなられた場合は、同居者の異動などの手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	原則同居人または相続人
必要なもの	問い合わせ先
①の場合 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ②の場合 ☐ 敷金などの還付先の口座番号確認書類（預金通帳など） ☐ 認印 ③の場合 ☐ 異動後の世帯全員の住民票（続柄記載）	都市計画課 ☎ 0536-23-7640 市役所本庁舎2階 11番窓口

住宅が空き家になった

手続き 空き家に関する相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の自宅が空き家となり、今後の維持管理に不安を感じている方に不動産事業所の紹介などが可能ですので、ぜひご相談ください。	なし
	手続き可能な人
	空き家の所有者
必要なもの	問い合わせ先
なし	都市計画課 ☎ 0536-23-7640 市役所本庁舎2階 11番窓口 企画調整課 ☎ 0536-23-7620 市役所本庁舎3階 6番窓口

防災行政無線戸別受信機を設置していた

手続き 防災行政無線戸別受信機の返納

手続き詳細	期 限
一人暮らしで自宅に防災行政無線戸別受信機を設置していた方は、戸別受信機が市からの貸与品となるため、返納してください。 ※市営住宅にお住まいだった方は除きます。 防災対策課または鳳来、作手各総合支所まで防災行政無線戸別受信機をお持ちください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
☐ 防災行政無線戸別受信機いずれか	防災対策課 ☎ 0536-23-7660 市役所本庁舎3階 1番窓口



MEMO

10. その他の手続き

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証などを持っていた

手続き パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証などの返還

手続き詳細	期 限
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書カードを返還してください。	なし
	手続き可能な人 宣誓者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 宣誓者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書カード ☐ 亡くなられたことが確認できる書類（死亡届の写しなど）	市民自治推進課 ☎ 0536-23-7697 市役所本庁舎3階 3番窓口

MEMO

森林を所有していた（新城市内に限る）

手続き 森林の土地の所有者の届出

手続き詳細	期 限
相続などにより新たに森林の所有者となった方は、その森林がある市町村に森林の土地の所有者の届出が必要です。 新たな所有者が決まりましたら、森林課へ森林の土地の所有者届出書を提出してください。代理の方による提出や郵送での提出も可能です。	所有者となった日から 90日以内
	手続き可能な人
	新たな所有者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 森林の土地の所有者届出書（森林課または市ホームページで配付しています） ☐ 森林の土地の登記事項証明書など、森林の土地の権利を取得したことが確認できる書類の写し ☐ 土地の位置を示す図面（位置がわかれば種類は問いません）	森林課 ☎ 0536-22-9935 市役所東庁舎2階

MEMO

◆亡くなられた方が会社員だった場合の手続き

働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証など (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 年金事務所にお問い合わせください。 〈手続先〉 お近くの年金事務所 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

◆亡くなられた方が個人事業主だった場合の手続き

個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

.

◆ 相続登記に関する手続き

☒	項目	期日	備考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所市民課で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言について、自宅などを探索して有無を確認してください。なお、法務局から交付された「保管証」がある場合、法務局で遺言書が保管されているため、法務局に連絡してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		亡くなられた方の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所税務課で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		遺言書によらない遺産分割の場合、共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

☒	項目	期日	備考
☐	相続放棄・限定承認	3 か月以内	亡くなられた方の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4 か月以内	亡くなられた方に1月1日から亡くなられた日までの間に所得があった場合は、相続人が確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10 か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

相続登記の申請の義務化

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続した土地・建物の相続登記の手続きをお願いします。

相続の際には、遺産分割を済ませること、相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

くわしくは、法務局のホームページ(下記二次元コード)、または名古屋法務局新城支局登記係へお問い合わせください。

法務局ホームページ

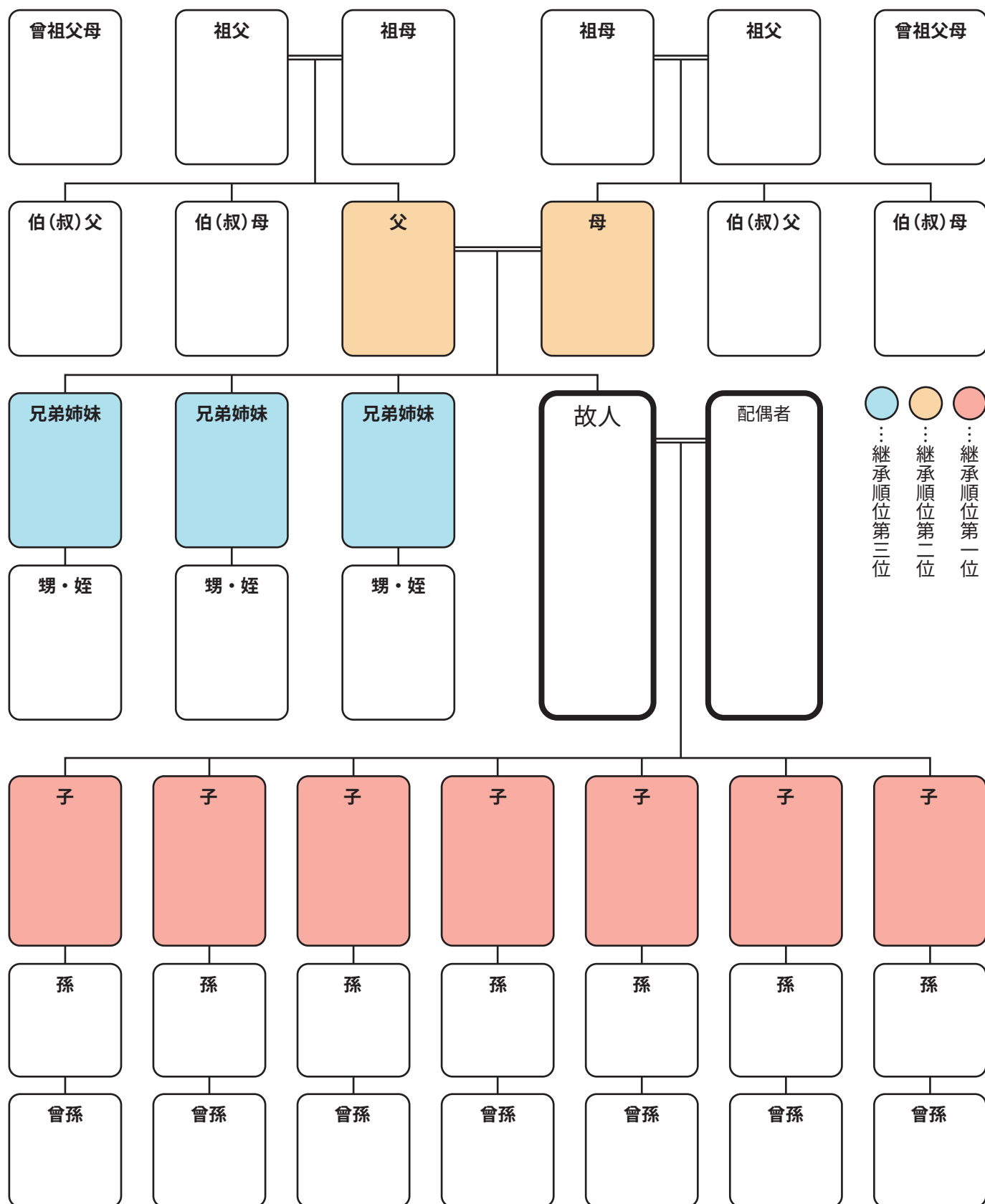


名古屋法務局新城支局登記係
登記手続案内(予約制) 電話番号 0536-22-0437

◇ 少し落ち着いてから行う手続き

☒	項目	手続き窓口	準備するもの・備考
☐	運転免許証返納	警察署	運転免許証
☐	電気料金の 名義変更・解約	電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
☐	ガス料金の 名義変更・解約	各事業所	
☐	NHKの名義変更・解約	NHK	
☐	携帯電話解約	各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書など
☐	その他利用サービスの 名義変更・解約	各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
☐	クレジットカードの解約	各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる

◇ご遺族メモ / 家系図（3親等内の親族）



亡くなられた方や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、亡くなられた方名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きにかかる相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号	受給金額	備考
その他				

代理権授与通知書（委任状）

年 月 日

委任者（委任した人）

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
電 話 番 号	— —

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 _____ 証明の取得に関する一切の権限
- 2 _____ 手続きに関する一切の権限
- 3 その他（ _____ ）に関する一切の権限

記

代理人（窓口に来る人）

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
電 話 番 号	— —

※コピーしてお使いください。

ご遺族の皆様へ

故人のご逝去を悼み、ご冥福をお祈りするとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。
 ご遺族の皆さまにおかれましては、突然のことで深い悲しみに暮れていることと存じます。
 相続の手続きは、故人の人生を締めくくる、ご遺族の皆さまの大切な役割です。
 当執務室では、故人の想いをつなげることを最優先とし、ご遺族の皆さまに寄り添い
 手続きのお手伝いをいたします。

終活、相続、税金の"ワンストップ相談窓口"

終 活

ご依頼主さまの人生に寄り添い、遺言作成、生前贈与などについてサポートいたします。

相 続

ご遺族さまに安心してご相談いただけるよう、各分野の専門家と連携しております。

手 続

行政や金融機関などへの煩雑な手続きを、ご遺族さまに代わり行います。

一般社団法人東海相続執務室



0536-29-0190



執務室

新城市片山字西野畑548-3
 (auシヨップさんの2階)
 0536-29-0190



豊橋分室

愛知県豊橋市西岩田5-1-13
 (コープ岩田さんのそば)
 0532-35-6769



「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

業者の
対応スピードを
知りたい

料金の
仕組みを
知りたい

業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易
見積も可能です。(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人ひとり
に寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で実績の
ある業者を紹介するので安心です。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



運営会社: 株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表: 03-6262-3521
主な事業内容: (1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

ご遺族の皆様へ

故人のご逝去につき、謹んでお悔やみ申し上げるとともに、ご冥福をお祈り致します。

ご遺族の皆様におかれましては、悲しみの真ただ中かと存じますが、これから、皆様は、故人の相続に関する様々な諸手続きを進めていかなければなりません。

私ども司法書士法人リーガルホームは、毎年数百件の相続手続きに携わっており、よりスムーズに相続に関する諸手続きを進めるために、長年に渡って私どもが培ってきたノウハウを活かし、法的サービスを提供しております。

四季折々の花々と、動物たち、私たちリーガルホームのスタッフ一同が、お客様の心を少しでも癒すことを願い、かつ、スムーズに相続手続きを進めてまいります。

基本的に、相談料はいただいております。

まずは、お気軽に当法人までお立ち寄り、お問い合わせ下さい。

司法書士法人リーガルホーム
代表社員 村松 裕之

(新城本店) 新城市字宮ノ後70番地9 ピアゴ新城店となり
電話 0536-23-5468

営業時間 平日 午前9時～午後7時
土曜 午前9時～午前12時

※ なお、事前にご予約いただければ、上記営業時間外でも受付を行っております。

※ 訪問相談もうけたまわります。

(豊橋支店) 豊橋市八丁通2丁目1番地 豊橋市役所前
電話 0532-21-6555

営業時間 平日 午前9時～午後5時

(ホームページ) スマホから 司法書士法人リーガルホーム を検索

発 行 新城市 市民協働部 市民課

編集／制作 株式会社鎌倉新書

作 成 令和7年7月

